

## 八幡平市石名坂の空家について行政代執行による除却を実施します。

八幡平市石名坂の空家について、建物2階部分が傾斜し劣化が著しく、このまま放置すれば建物の倒壊や劣化の進行により部材が落下又は飛散し、通行人等に対して危害が及ぶおそれがある状況です。このため、市による行政代執行により除却を実施します。

本件は、八幡平市空家等対策条例（以下、「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、代執行を実施します。

なお、同条例に基づく代執行は、本市では初めての事例となります。

## 1. 空家等の所在地・家屋

建築物の所在地	八幡平市石名坂13番地8
所有者等の住所 及び氏名	岩手県盛岡市大通一丁目6番19号大通ビル3階 相続財産管理人 弁護士
建築年	昭和24年築（家屋課税台帳による）
構造	木造（建物登記事項証明書による）
規模	地上2階 1階：164.35㎡ 2階：109.40㎡ （建物登記事項証明書による）

## 2. これまでの経過

1	平成20年10月	所有者死亡
2	平成24年12月	岩手県信用保証協会からの申立てにより 相続財産管理人 弁護士 選任
3	平成28年5月	外壁が剥離し歩道上に落下しており危険とのことで、相続財産管理人に対して適正管理の文書通知。この時点で安全対策（ネットの設置）を実施している。
4	平成29年4月1日	「八幡平市空家等対策条例」施行
5	令和元年6月3日	隣地住民から相続財産管理人と市に対して、空き家の住宅中央部が抜け落ち崩壊のおそれがあるため対処要望があり。また、相続財産管理人からも特定空家等の認定と除却を要望された。
6	〃 7月12日	立入調査を実施（条例第7条第2項）
7	〃 8月5日	八幡平市空家等対策協議会を開催 （特定空家等と認められる。）
8	〃 8月20日	特定空家等に認定（条例第12条）
9	〃 8月20日	相続財産管理人に指導書を送付（条例第13条）

10	〃	9月13日	〃	勧告書を交付（条例第14条）
11	〃	10月1日	〃	命令事前通知書を送付（条例第15条第2項）
12	〃	10月8日	〃	命令書を送付（条例第15条第1項）
13	〃	10月9日	標識の設置、市HPによる公表（条例第15条第7項）	
14	〃	10月15日	相続財産管理人に戒告書を送付（条例第16条第1項）	

### 3. 代執行の措置の内容

- ・建築物の除却
- ・残置物の搬出と適正処理

### 4. 代執行の措置を命ずべき理由

次の理由から、市民の安全確保の上で放置することはできず、代執行の必要が有ると判断しました。（条例第2条第2項：そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態）

#### (1) 建物の劣化の進行

当該建築物は、国道側へ傾斜している状況です。このような状況下で、昨年の降雪の影響で2階の屋根及び壁が崩壊したことから、建物内部への雨水や風の流入により劣化が急速に進行する状況となりました。これらのことから、当該建築物の劣化による部材の落下や、倒壊時の部材の飛散の危険が切迫している状態と考えられます。

#### (2) 部材の落下・飛散時に通行人等へ重大な被害を与える可能性

当該建築物は、小学校通学路として利用されている歩道に面しています。加えて、この建築物の2階部分の部材が飛散・落下し、通行人に重大な被害を与える可能性が高いと考えられます。

#### (3) 自主改善の可能性が無い

当該建築物は、相続財産の管理人が選任されており、不動産の清算のために競売を行ったが、不調のまま終了した。建築物の除却等の費用を捻出することができなく、特段の措置をとることができないまま現在に至っている。

### 5. 執行計画（予定）

執行時期	令和元年11月27日から令和2年2月15日までの50日間			
日程	戒告 (10月15日)	→ 履行期限 (11月15日)	→ 代執行令書通知 (11月20日)	→ 代執行実施 (11月27日)

#### (1) 代執行の実施日（着手日） 令和元年11月27日 午前10時00分

（10時00分に代執行宣言文、執行責任者の職氏名の読み上げを行い、工事着手します。）仮設工事（安全対策）を行います。

#### (2) 代執行責任者 防災安全課長 畑山 直巳

<b>お問合せ先</b>
八幡平市防災安全課地域安全係 Tel 0195-74-2111（内1265）